

参 考 资 料

参 考 資 料

1. 茨木市次世代育成支援に関する懇談会委員名簿

(敬称略、50音順)

	委 員 名	所 属 等 (委嘱当時)
	新木 修司	部落解放同盟茨木三支部連絡会議事務局次長
	梅澤 知子	茨木市PTA協議会副会長
	大西 幸枝	茨木市こども会育成連絡協議会会長
	岡村 富美子	大阪府茨木保健所企画調整課企画補佐
	加藤 法瑛	茨木市私立幼稚園連合会会長
	小林 美智子	茨木公立保育所保護者会連絡会前会長
	小山 邦夫	公募委員
	坂手 崇保	茨木学童保育連絡協議会会長
◎	坂本 健	梅花女子大学現代人間学部助教授
	松風 勝代	大阪府吹田子ども家庭センター所長
	城谷 星	茨木市社会福祉協議会理事
	富谷 祐子	公募委員
	中村 貞子	茨木市民生委員児童委員協議会会長
	松本 恵光	茨木市社会教育委員会議長
	山本 茂善	茨木市私立保育園連盟会長
	横山 まち子	茨木保育運動連絡会事務局長
○	吉田 正	追手門学院大学人間学部教授

* ◎は会長、○は副会長

2. 茨木市次世代育成支援に関する懇談会設置要綱

(設 置)

第1 茨木市の次世代育成支援のための行動計画の策定に関し、広く市民等に意見を聴取するため、茨木市次世代育成支援に関する懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

(職 務)

第2 懇談会は、次に掲げる事項について協議し、市長に意見を述べるものとする。

- (1) 茨木市次世代育成支援行動計画の策定に対する基本的な考え方に関すること。
- (2) 茨木市次世代育成支援行動計画の推進に対する基本的な方向性に関すること。

(組 織)

第3 懇談会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる機関及び者で構成する。

- (1) 市民
- (2) 学識経験者
- (3) 関係団体から推薦された者
- (4) 関係行政機関の職員

(任 期)

第4 委員の任期はこの要綱が効力を失う日までとする。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(運 営)

第5 懇談会に会長及び副会長を各1人置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、懇談会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会 議)

第6 会長は、懇談会を招集し、その議長となる。

2 懇談会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会長が必要と認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶 務)

第7 懇談会の庶務は、健康福祉部児童福祉課において処理する。

(委 任)

第8 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成16年4月1日から実施する。
- 2 この要綱は、第2に規定する意見具申があった日に、その効力を失う。

3. 茨木市次世代育成支援に関する懇談会の協議経過

	期 日	内 容
第1回	平成16年7月8日	<ul style="list-style-type: none">・会長、副会長の選出・次世代育成支援について・市民意識調査（アンケート）について・国の策定指針等について・「茨木市児童育成計画」について・今後の懇談会の運営について
第2回	平成16年8月31日	<ul style="list-style-type: none">・平成15年度児童育成計画にかかる事業の実施状況について・意見書原案について
第3回	平成16年11月18日	<ul style="list-style-type: none">・茨木市次世代育成支援行動計画策定に向けた意見書（案）について
第4回	平成17年1月20日	<ul style="list-style-type: none">・茨木市次世代育成支援行動計画策定に向けた意見書のまとめについて

4. 茨木市次世代育成支援についての意見書

平成 17 年 1 月 26 日

茨木市長 野村 宣一 様

茨木市次世代育成支援に関する懇談会
会 長 坂本 健

茨木市次世代育成支援について（意見）

本懇談会に求められた茨木市次世代育成支援に関わる基本方向については、茨木市次世代育成支援に関する懇談会設置要綱に基づき、慎重に協議を重ねた結果、下記の意見を付して、別添のとおり提出いたします。

記

国においては、これまで少子化対策として様々な施策が講じられてきたが、現状のままでは、少子化は今後一層進行すると予想されている。

こうした中で、より根本的で幅広い対応が必要という視点から、平成15年7月に「次世代育成支援対策推進法」が制定され、政府、自治体、企業、国民のそれぞれが次世代育成支援に取り組む枠組みが示された。

茨木市も、これを受けて具体的な行動計画を策定することが義務づけられている。これまでの取り組みの上に、行政と地域社会及び一人ひとりの市民が一体となり、地域の様々な資源を活かして、次世代育成支援に関わる行動計画を策定されることを強く期待するものである。

行動計画の実施に当たっては、国の策定指針の基本理念「次世代育成支援対策は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭その他の場において、子育ての意義についての理解が深められ、かつ、子育てに伴う喜びが実感されるよう配慮して行わなければならない。」に基づき、行動計画の積極的な推進に努め、「子どもの成長を見守り、豊かなゆめを育むまち」を築きあげていく第一歩となることを願うところである。

茨木市民憲章

わたくしたち茨木市民は

- 1. 心をあわせて あすの力をそだてましょう
- 1. 仕事にはげんで 明るい家庭をきずきましょう
- 1. 環境をととのえて 美しいまちをつくりましょう
- 1. きまりをまもって 良い風習をひろめましょう
- 1. 教養をふかめて みんなの文化をたかめましょう

茨木市次世代育成支援行動計画

平成 17 年(2005 年) 3 月

編集・発行：茨木市 健康福祉部 児童福祉課

〒567-8505

茨木市駅前三丁目 8 番 1 3 号

電話 (072)622-8121 (代表)
